

あおスタ ピッチ交流会 2025 への参加同意事項

1 公開

- (1) 主催者及び主催者が承諾した者は、参加事業者が作成した資料、その他一切の成果物（以下「成果物」という。）をウェブサイト（SNS を含む。）等に掲載するなど、公開することができます。
- (2) 参加事業者による発表、表彰、交流会を含め、本事業の開催に当たり撮影を行い、その映像及び画像を主催者及び主催者が承諾した者が公開することができます。
- (3) 発表された内容について、主催者及び主催者が承諾した者はウェブサイトや広報物等で公開することができます。

2 参加事業者の秘密情報

参加事業者が発表する内容等について、ノウハウや営業上の秘密情報、特許事項などについては、法的保護を行うなど、参加事業者の責任で対応することとし、主催者側での法的保護は行いません。また、参加事業者は、本事業における成果物の取扱いを十分に理解した上で、秘匿しておきたい秘密情報を本事業において提供しないよう留意してください。

3 権利侵害の禁止

参加事業者は、本事業に関し、法令及び公序良俗に違反せず、また、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとします。

4 規則・指示等の遵守

参加事業者は、本事業が行われる施設（以下「使用施設」という。）の設備、機械、装置、工具等の利用、その他の使用施設の利用について、使用施設の管理者及び主催者の規則・指示等に従ってください。

5 機材等の損傷

参加事業者が、故意又は過失により使用施設内の設備、機械、装置、工具等に損傷を与えた場合、その修理・取替費用等を負担していただく場合があります。

6 免責

本事業に参加中の事故により参加事業者が生命身体又は財産上の損害を被った場合、その損害は参加事業者自身が負担し、主催者に何ら請求してはなりません。ただし、主催者にその損害の発生について故意又は重過失が存在する場合はこの限りではありません。

7 責任

参加事業者が以上の各項の定めに違反し、主催者又は第三者に対し損害を与えた場合は、自らの責任と負担によりこれを解決し、主催者に対し何ら迷惑、負担をさせず、損害の賠償等を請求しません。

8 反社会的勢力等の排除

参加事業者は、主催者に対し、青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者でないことについて表明し、誓約します。

9 個人情報の取扱い

本事業に関して登録いただいた個人情報は、主催者で管理・保管し、本事業の参加受付・運営、「1 公開」による公開、及び本事業の案内に限って利用します。また、個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく、第三者に提供することはいたしません。